

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大網白里市長、大網白里市議会議長、大網白里市教育委員会、大網白里市選挙管理委員会、大網白里代表監査委員、大網白里市農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.7%
全職員	78.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	98.7%
本庁係長相当職	97.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.0%
31～35年	90.9%
26～30年	91.6%
21～25年	95.0%
16～20年	93.5%
11～15年	92.9%
6～10年	88.8%
1～5年	88.5%

【説明欄】

- ・給与の男女の差異が生じているのは、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の女性の割合が73.8%と高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っていることが大きな要因である。
- ・各種手当を比較したところ、扶養手当や住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、男性の割合は扶養手当が81.4%、住居手当が75.5%となっている。また、管理職手当については、男性の管理職が多いことから、男性への支給割合が支給額全体の86.1%となっており、最も大きな差異が生じている。
- ・「本庁部局長・次長相当職」欄及び「本庁課長相当職」について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。